

制度を利用するには

本人が住んでいる地域を管轄する家庭裁判所に申し立てを行います。申し立ては、本人・配偶者・四親等内の親族などが行えます。申し立てに基づいて家庭裁判所が後見人等と支援内容を決定します。なお、身寄りがないなどの理由で申し立てをする人がいない場合には、市長が申し立てをすることもあります。

費用は印紙代などで1〜2万円かかるほか、本人の判断能力を鑑定する費用（5〜10万円程度）が必要となる場合もあります。また、原則として本人から成年後見人等へ報酬を支払う必要があります。

お気軽にご相談を

お悩み事などがあれば、お気軽にご相談ください。市や社会福祉協議会にご相談いただければ、弁護士や司法書士などとも連携し、成年後見制度の利用も含め、さまざまな視点から課題の解決に向けてお手伝いします。

●成年後見制度利用の流れ

任意後見制度 公証役場で公正証書による契約が必要です	法定後見制度 家庭裁判所への申し立て手続きが必要です
1. 契約の準備 ・判断能力の低下に備えて、任意後見をお願いする人（任意後見受任者）と依頼する支援内容、報酬額を本人が決める	1. 申し立て準備 ・本人の後見人等候補者を検討
2. 任意後見契約 ・本人と任意後見受任者が、公証人が作成する公正証書で契約を交わす	2. 申し立て ・本人の居住地を管轄する家庭裁判所に申し立て ・家庭裁判所が本人、申立人、後見人等候補者と面談～申し立てができる人～ 本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など
3. 申し立て ・本人の判断能力が低下した時に家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てる ～申し立てができる人～ 本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者	3. 審理・審判 ・家庭裁判所が後見人等と支援内容を決定 ※後見人等を選任するのは家庭裁判所 ・本人、申立人、後見人等へ審判書で通知
4. 後見開始 ・契約内容により、任意後見人が本人への支援を開始 ・任意後見監督人と家庭裁判所が、任意後見人の職務を監督	4. 後見開始 ・後見人等が本人への支援を開始 ・後見人等は家庭裁判所へ事後報告、収入状況報告書などを提出
5. 終了 ・本人または任意後見人が亡くなったとき ・正当な事由がある場合に、家庭裁判所の許可を得て解除したとき	5. 終了 ・本人が亡くなったとき

●成年後見制度利用支援事業

燕市では成年後見制度の利用が進むように、次の支援を行っています。

なお、利用するためには対象要件があります。詳しくは、市ホームページをご確認ください。-----▶



市長による成年後見等開始審判の請求

身寄りがなく、後見人等の支援が必要と判断された場合、市長による成年後見等開始審判の請求を行います。

成年後見等開始審判の申立費用の助成

申立手数料、登記手数料、郵便切手代、診断書料、鑑定費用、申立書に係る添付書類の取得費用を助成します。

成年後見人等への報酬の助成

資産が十分でなく、後見人等への報酬を支払うことが難しい場合、支払い費用の一部または全額を助成します。

●ご相談はこちらまで

○成年後見制度全般に関すること

燕市社会福祉協議会 福祉後見・権利擁護センター ☎0256・78・7020

○高齢者の方

長寿福祉課 地域支援相談チーム ☎0256・77・8157

○障がいのある方

社会福祉課 障がい福祉係 ☎0256・77・8172

認知症について深く知りたい方へ

成年後見制度のことだけでなく、認知症について全般的に学ぶことができます。

○認知症サポーター養成講座

とき：11月11日(木) 10:00～11:30

(要申込、定員25人)

会場：市役所 つばめホール

問合せ 長寿福祉課 地域支援相談チーム

☎0256・77・8157

おしえて！

成年後見人のギモン！

成年後見制度について、よくある質問を弁護士の
ひろたかこ
廣田貴子さんにお聞きしました。

Q1

どんな時に成年後見制度の利用を検討したらいいですか？

A1 本人の判断能力がない状態で、次のような場合に申し立てを検討するケースが多いようです。

●本人を支援する家族や親族が身近にいない場合

●預貯金などの管理に困った場合

●入院、施設入所が必要な場合

Q2

申し立てから開始までどのくらいの期間がかかりますか？

A2 審理期間については、個々の事案により異なります。最短で1カ月程度ということもありますが、場合によっては数カ月かかることもあります。

認知症の人が行った契約は有効ですか？

A3 契約時に成年後見制度を利用していない場合、重い認知症などで意思能力が無かったと判断されれば、その契約は無効となる場合があります。意思能力の有無は、契約時の状況や医師の診断書などを基に判断されます。

また、契約時に成年後見制度を利用している場合、成年後見人は本人が行った法律行為を取り消すことができます。例えば、本人が悪徳商法にひっかかってしまった場合など本人に不利な契約を取り消すことができます。ただし、取り消しできる期間に定めがありますので、専門家までご相談ください。

Q4

本人が契約したものは、全て取り消しできるのですか？

A4 後見の場合、本人が契約したものは、判断能力が無い状態でなされたものとして、原則、契約を取り消すことができます。

一方、保佐・補助の場合、本人に大きな財産的被害を与える可能性がある重要な行為や、家庭裁判所が決めた特定の法律行為について、取り消すことができます。

ただし、どちらの場合でも、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」は取り消しをすることはできません。

	補助	保佐	後見
本人の判断能力	判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	判断能力がほとんどない
本人を保護する人	補助人	保佐人	成年後見人
取り消しが可能な行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	民法13条1項に定めのある行為	日常生活に関する行為以外の行為

※日用品の購入など日常生活に関する行為は取り消しできません。